
種 別： 判例研究

タイトル： 税理士賠償責任保険契約の「税務相談」の意義

著 者： 清水 太郎

所 収： 『上智法学論集』第 57 卷 1-2 合併号（平成 25 年 11 月）221-230 頁

発行元： 上智大学法学会

本頁は書誌情報頁です。適宜論文本文の前に付してご利用下さい。



上智大学法学会

判例研究

税理士賠償責任保険契約の「税務相談」の意義

清水 太郎

東京地裁平成 24 年 7 月 13 日判決 平成 23 年（ワ）第 13229 号 保険金
請求事件、LEX/DB 文献番号 25495318

1. 本件の争点

税理士賠償責任保険契約（以下、「税賠保険」という。）は、昭和 63 年に創設された専門職業人賠償責任保険の一つであり、税理士がその専門的業務を遂行するにあたり生じうる危険を担保するものである⁽¹⁾。税賠保険は基本的に賠償責任保険普通保険約款と税理士特約条項から成り立っており、両者の関係は、後者に規定のない事項については、その趣旨に反しない限り前者を適用するというものである。その特約条項が担保する税理士の業務の範囲は、税理士法 2 条 1 項 1 号に規定する税務代理、同 2 号に規定する税務書類の作成、同 3 号に規定する税務相談である。

従来税賠保険で多く問題となっていたのは平成 16 年 7 月約款改訂前特約旧 5 条 1 項、2 項で規定した免責条項該当性についてである。約款改訂後も免責条項該当性は同様に問題となっており、多くの判断が下されている。

これに対して、本件の特徴はそもそも当該行為が税賠保険で担保される「税務相談」に該当するか否かが問題となったものであることから、参考になる事例と考えられる。以下において検討を加える。

(1) 甘利公人＝福田弥夫・ポイントレクチャー保険法 140 頁（2011 年・有斐閣）参照。

2. 事実の概要

1 原告 X は平成 15 年 11 月に税理士登録をし、税理士事務所を営んでいるものであり、訴外 C は平成 16 年 6 月から平成 21 年 2 月 20 日まで X に雇用され、事務所の職員として稼働していたものである。訴外株式会社 M 工務店は平成 16 年頃から X の事務所と顧問契約を締結し、税務申告及び税務書類作成を X の事務所に依頼しており、C がその担当者であった。訴外亡 D (平成 20 年 9 月 28 日死亡。) は平成 20 年 4 月 27 日まで、M 工務店の代表取締役であった。

2 C は平成 19 年暮れ頃、亡 D から M 工務店の経営支配権の次期代表取締役への承継、その際会社資産の一部を亡 D の娘二人 (以下、単に「娘二人」という。) へ移転する方法及び当期の増収益による同社の税負担を軽減させる方法などについて相談 (以下「本件相談」という。) を受けた。これに対し、C は M 工務店が新通増定期保険へ加入してその保険料を損金処理してその税負担を軽減するとともに、数年後に被保険者である娘二人が同保険を解約して既払保険料の約 95% の返戻を受けることなどを提案した (以下、この提案を「C の提案」という。)

その後、亡 D がこれを了承し、C は M 工務店から平成 20 年 1 月 29 日に保険代理店等を営む訴外株式会社 R 社の預金口座へ新通増定期保険の保険料として 1647 万 2970 円を振り込ませたが加入手続きをせず、かつ、R 社に指示して同日にその振込金の一部である 1000 万円を C が代表取締役を務める訴外有限会社 T 社の預金口座へ移したり、同月 30 日までに残金 647 万 2970 円を引き下したりして、M 工務店に対して上記金員を返還することもしなかった (以下、この C の行為を「C の振込関連行為」といい、C の提案と併せて単に「C の行為」という。)

3 C は M 工務店の平成 20 年 2 月期決算書案及び税務申告書案を作成する際、新通増定期保険の支払保険料を全額損金算入することができないと考え、亡 D に無断で支払保険料として振り込ませた 1647 万 2970 円のうち 1098 万 1980 円を R 社に対する架空のコンサルタント料として計上し、残額 549 万 0990 円を支払保険料として X に提出した。

X は平成 20 年 4 月 29 日、上記決算書案及び税務申告書案を確認したが、C の問題はないという言葉を用い、不正な内容に気付かないまま、税務申告書類に署名及び押印し、同月 30 日、管轄の税務署に提出した。

M 工務店は平成 20 年 9 月 5 日頃、新通増定期保険の保険証書が存在しないことに気づき、これに未加入である事実が発覚した。X は平成 21 年 1 月 26

日、税務調査の件で M 工務店に来てもらいたい旨の電話連絡を受け、C とともに同社を訪問したとき、保険料として振り込んだ 1600 万円余を回収できなくなっていること、決算書に誤りがあったことなどを知った。

4 M 工務店は平成 21 年 4 月 23 日、C 及び X に対し、C の行為につきそれぞれ不法行為及び使用者責任に基づき 1647 万 2970 円の損害賠償の支払を求めるとともに、X に対し、税務申告の過誤につき債務不履行に基づき 647 万 4800 円の損害賠償の支払を求める訴訟を提起した。同訴訟において、M 工務店と X 及び C の間で、平成 23 年 1 月 14 日、X 及び C が M 工務店に対し、連帯して損害賠償として 1500 万円を支払うことなどを内容とする和解が成立した。

X は被告 Y 損保に対し、平成 22 年 5 月 19 日以降、C の行為につき M 工務店から損害賠償訴訟を提起されたこと及びその内容について報告し、税賠保険に基づいて保険金を支払うよう求めた。

5 税賠保険においては、保険金の支払に関して、賠償責任の存否、範囲を判断するために専門的な判断を必要とすることから、日税連、弁護士、保険会社社員で構成される調査委員会で審議した上、学識経験者で構成される保険事故審査会に諮問されることとなっている。Y は、X の上記報告等を受け、調査委員会で審議した上、X に対し、平成 22 年 12 月 7 日付け「税理士賠償責任保険事故調査委員会結果ご報告」と題する書面により、X の事案の業務に関して下記の理由を示して、保険対象外として、保険金の支払対象とならない旨を通知した。

被保険税理士の従業員（当時）が、依頼者より税対策の相談を受けたこと及び新通増定期保険を提案したことは、税務相談に含まれるものと考えます。しかし、その後従業員が R 社（保険代理店）を紹介したことは税理士業務に含まれないものと考えます。なぜなら、保険代理店の紹介は税理士の資格に基づかなくてもできることであり、逆に通常税理士に期待される業務ではないからです。また、依頼者が保険料を R 社に振り込んだ以降の保険料の取扱いは、正しく保険代理店の業務に関わるものであり、税理士業務とは無関係です。

3. 判旨

「イ …税賠保険は、約款上、被保険者が、『税理士の資格に基づいて遂行した業務に起因して、職業上相当な注意をしなかったことに基づき損害賠償請求を受けたことについて、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払』うものとされ（本件特約条項 1 条（1））、上記『業

務』の範囲は、〔1〕税理士法2条1項に規定する税務代理、税務書類の作成及び税務相談、〔2〕同条2項が規定する税理士業務に付随して行う業務のうち、財務書類の作成又は会計帳簿の記帳の代行、〔3〕同法2条の2が規定する裁判所における補佐人としての陳述であるとされる。

ウ すなわち、税賠保険の保険対象となる業務は、税理士法52条により税理士の独占業務とされる税理士業務(上記〔1〕記載の業務。…)を含むほか、税理士の広範な付随業務については、財務書類の作成又は会計帳簿の記帳の代行(上記〔2〕記載の業務)のみに限定した上(同法2条2項に規定する付随業務のうち『その他財務に関する事務』は対象外)、その他同法2条の2に規定する業務(上記〔3〕記載の業務)を加えている。このように税理士の付随業務について保険給付がかなり限定されているのは、税理士が行うことができ、現に行っている付随業務は種々のコンサルタント業務を含めて広範にわたっているが、これらを一般的に保険対象とするとその範囲が広範化し曖昧になることが考慮され、税賠保険では、これらを一般的に保険対象としなかったものである。他方では、保険の補償内容と連動して設定される保険料について、税賠保険では比較的低額に設定されている。これらの保険制度の設計は、…日税連及び保険会社が協議して決定している。

日税連及び株式会社日税連保険サービスが作成した税賠保険のパフレット…には、付随業務のうちこの保険の対象とならない業務(その他財務に関する事務)の例として、社会保険労務士業務、地方公共団体の外部監査人、現物出資等の目的財産の価格証明、成年後見人、会計参与、遺言執行人、保険代理店・保険コンサルティング、遺産分割・遺贈に関する相談・助言、事業承認・相続対策コンサルティング、その他経営コンサルタント業務が挙げられている。

(2) ア 税賠保険の保険対象となる『税務相談』は、約款上『税理士法2条1項に規定する…税務相談』(本件特約条項3条〔1〕)と定められているのであるから、これと同義であると解するのが相当である。そうすると、『税務相談』とは、同法上罰則付きで税理士の独占業務とされる税理士業務であって、『税務官公署に対する申告等、税務官公署に対してする主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずること』をいい(同法2条1項3号)、この『相談に応ずる』とは、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいう(税理士法基本通達2-6)。

したがって、各種コンサルティングにおいて単に仮定の事例に基づき計算を

行うことや一般的な税法の解説をすることなどは『税務相談』には含まれない。』

〔(3) Cの提案の『税務相談』該当性

ア …Cは、Xの履行補助者として、平成19年暮れ頃、亡Dから、M工務店の経営支配権の次期代表取締役への承継、その際の会社資産の一部を娘二人へ移転する方法及び当期の増収益による同社の税負担を軽減させる方法などについて相談（本件相談）を受けたことに対し、M工務店が新遡増定期保険へ加入してその保険料を損金処理してその税負担を軽減するとともに、数年後に被保険者である娘二人が同保険を解約して既払保険料の約95%の返戻を受けることなどを提案した（Cの提案）ことが認められる。

本件相談を受けたCの提案は、節税を目的とする提案ではあっても、税務官公署に対する申告等、税務官公署に対してする主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明すること、すなわち、税理士法上罰則付きで税理士の独占業務とされる同法2条1項3号に規定する『税務相談』とはいえ、税賠保険の保険金支払の対象外である付随業務（同法2条2項に規定する『その他財務に関する事務』）であって、保険コンサルティング、事業承継・相続対策コンサルティング、その他経営コンサルタント業務などの各種コンサルティングに当たるものと解するのが相当である。

…したがって、Cの提案は、税賠保険の保険金支払の対象となる『税務相談』には当たらない。

イ これに対し、Xは、『Cの提案は、M工務店が新遡増定期保険へ加入してその保険料を損金処理することなどであるが、これは、M工務店における当期の収益を縮小することにより法人税の課税標準額を減少させ、もって当期の納税負担を軽減させようとするものであって、M工務店の経理に直接かわる事項であり、当期の税務申告内容に反映させることを当然に予定していたものであること、そして、M工務店は新遡増定期保険の保険料として金員を実際に支出していること、及び平成20年2月期決算の税務申告において、架空とはいえ、支出された保険料がR社に対するコンサルタント料又は支払保険料として計上されていることから、Cが、保険料の支払を前提として課税標準額の計算に関する事項まで相談に関与したとみるべきであり、『租税の課税標準等の計算に関する事項』についての『税務相談』である。』旨を主張する。

しかし、Cの提案は、上記アのとおり、節税を目的とする提案ではあっても、各種コンサルティングに当たるものと解されるのであり、後に、その提案

が実施されて、現実これに基づいて税務官公署に対する申告等において租税の課税標準等の計算等がされたとしても、もともとのCの提案自体が『税務相談』であったということではできない。

したがって、Xの上記主張は採用することができない。

(4) Cの振込関連行為の『税務相談』該当性

ア …Cは、M工務店からR社の預金口座へ新通増定期保険の保険料として金員を振り込ませたが、新通増定期保険の加入手続をせず、かつ、上記金員を別の預金口座へ移し又は引き下ろしたりして、M工務店に対して上記金員を返還することもしなかったこと(Cの振込関連行為)が認められる。

Cの振込関連行為は、租税の課税標準等の計算に関する事項について具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することとはいえないから、税賠保険の保険金支払の対象となる『税務相談』には当たらない。

イ これに対し、Xは、『Cが、M工務店から保険料としてR社の預金口座に金員を振り込ませた行為は、Cの提案の実施に相当する部分であって、『税務相談』の遂行に該当し、その後、Cが上記金員を別の預金口座へ移し又は引き下ろした行為により、M工務店に上記金員相当額の損害を生じさせたものであるから、Cの提案とCの振込関連行為は、提案行為とその実施行為として密接に関連しており、Cの行為は一連の行為としてとらえるべきである。』旨を主張する。

しかし、Cの提案が『税務相談』に該当しないことは前記…の認定判断のとおりであり、Xの上記主張はその前提を欠き、採用することができない。

(5) 以上のとおり、Xの損害賠償の責任原因であるとするCの行為は、『税務相談』に該当しないから、XのYに対する税賠保険に基づく保険金支払請求は、その余の争点を判断するまでもなく、理由がない。」として、Xの請求を棄却した。

4. 評釈

1 税理士の業務は、税理士業務と呼ばれる基本業務として税務代理、税務書類の作成、税務相談の3つがある(税理士法2条1項)。そして、他の法令で制限されていない限り、税理士業務に加えて税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる(同2項)⁽²⁾。これらは税

(2) 金子宏・租税法〔第18版〕157～158頁(2013年・弘文堂)参照。

理士の独占業務とし、税理士（及び税理士法人）以外はこれらの業務を行ってはならないと規制が加えられている（税理士法 52 条）ことから、その業務の範囲を明確にし、法的安定性を図る必要がある⁽³⁾。そのような趣旨から、税理士法は税理士業務のそれぞれについて明確な定義を設けていると考えられる。

そして、本件で問題となっている「税務相談」とは、「税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。」と税理士法で定義されている。

なお、ここでいう「相談に応ずる」とは、「具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものであり（基本通達 2-6）、単に仮定の事例に基づき計算を行うことまでは含まない。また、一般的な税法の解説なども税務相談には該当しない。」⁽⁴⁾とされている。

実際には、税理士は上記以外にも種々の業務を行っているが、税理士が行うことができる業務あるいは現に行っている業務と税賠保険の填補範囲が相違している。この理由は、税理士が実際に行っている業務の範囲は幅広く、受任範囲が曖昧なものとなるために、税賠保険の対象となる業務を限定的に列挙する必要があるためである。この点において、コンサルティング業務は基本的に税賠保険の対象ではないとされている⁽⁵⁾。以上が一般的な学説や実務の理解である。

本件で裁判所は C の行為が「税務相談」に該当しないことについて、上記と全く同内容の理由をもって否定している。Y の責任を否定した結論は妥当と考えるが、その判断過程に直ちに賛成することはできない。以下において、若干の検討を加える。

なお、本件で C が提案している新通増定期保険について、どこの保険会社のどの保険か事実から不明である。「通増定期保険」とは税務上、法人が保険契約者で、役員または使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険のうち、保険期間満了時の保険金額が契約時のその 5 倍までの範囲で

(3) 田中二郎・租税法〔新版〕127 頁（1981 年・有斐閣）参照。

(4) 日本税理士会連合会編・新税理士法三訂版 63～64 頁（2008 年・税務経理協会）参照。

(5) 平沼直人「税理士賠償責任保険」川井健＝塩見勤編・新・裁判実務体系 8 専門家責任訴訟法 335～336 頁（2004 年・青林書院）参照。

増加するものであり、かつ、保険期間満了時の被保険者の年齢が45歳を超えるものを言う⁽⁶⁾。ところが、税務上「新通増定期保険」というのは存在せず商品名であると考えられるため、以下では同様のものとして論じる。また、新通増定期保険は、一般に保険料を損金処理することが可能で、そして、その特徴として解約返戻金率が高いことから会社役員の退職金の財源等として用いられているものである。

2 まず、本件の税賠保険のパンフレットでは、保険の対象とならない業務としていくつかを列挙しており、その中に保険代理店・保険コンサルティング、遺産分割・遺贈に関する相談・助言、事業承認・相続対策コンサルティング、その他経営コンサルタント業務が挙げられており、裁判所は本件相談はこれに該当するとしている。

また、Yの調査委員会は「被保険税理士の従業員(当時)が、依頼者より税対策の相談を受けたこと及び新通増定期保険を提案したことは、税務相談に含まれるものと考えます。…」としている。一般に専門職業人賠償責任保険においては、保険金の支払いにあたり賠償請求の存否、範囲のように専門的判断が必要となるため、査定に困難を来す。そのため、各種委員会を設けてこれらを検討することが行われており⁽⁷⁾、本件の調査委員会もこれに当たることから、その判断は相当程度尊重されるべきである。

通常、保険のパンフレットは当該保険の補償内容や保険金請求手続等を分かりやすく説明、図解等しているものであり、例えば一般的な医療保険などの個人保険のパンフレットによっては(本来的には望ましいことではないが)印刷の間違えや誤植等があることも考えられないではないものの、本件のパンフレットの作成者でもある日税連は税賠保険の保険契約者であることから、税理士の共通理解を示しているものと考えられる。この点で、約款とパンフレットで当該保険の補償内容等に相違があるとは考え難い。そうだとすると、パンフレットと調査委員会が税賠保険の填補範囲について逆のことを示しているとも思われるため、どのように解釈するかが問題となる。

3 そもそも本件でCが受けた相談の内容は、①M工務店の経営支配権の次期代表取締役への承継、②会社資産の一部を娘二人へ移転する方法、③当期の増収益によるM工務店の税負担を軽減させる方法の3つであり、この②③

(6) 保険税務事例研究グループ編・六訂版保険税務Q&A12頁(2012年・税務研究会出版局)参照。

(7) 平沼・前掲331頁参照。

についてCはM工務店が新通増定期保険に加入して保険料を損金処理して税負担を軽くすること、数年後に解約して返戻を受けることを提案している。

本件で保険コンサルティング等が具体的に定義されているわけではなく、裁判所も特段言及していないことから、一般的な理解によるべきと考える。しかし、保険の用途は多くあることから、明確に定義をするのは難しい。強いて言えば、当該コンサルタントの専門知識をもって依頼者である当該保険契約者、被保険者の必要性を満たす保険を提案すること、となるであろうか。従って、Cの行為は保険コンサルティングに該当するのみとも考えられる。

しかし、新通増定期保険は死亡保険金受取人を法人とするか、自然人（通常は役員の遺族）とするかで税務会計上の仕訳が異なっており、前者の場合でも例えば保険期間の前半6割、後半4割の期間での仕訳の仕方、あるいは、被保険者の年齢によって損金に算入できる支払保険料の割合等が異なってくる⁽⁸⁾。これらを定めているのは、国税庁基本通達「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」（平成20年2月28日課法2-3、課審5-18により改正）2-(1)等である⁽⁹⁾。

この観点からすると、少なくとも契約形態等は課税に関することであり、依頼者の財務状況等を踏まえ、その要望に沿って保険が設計される必要があることから、それは税理士の腕の見せ所である。

このように考えると、Cの提案は税理士法2条1項3号の「租税の課税標準等…の計算に関する事項」について具体的に指示等をしていたと考えることができる。

4 以上より、Yの調査委員会が言っているように、Cの提案は「税務相談」に該当するとした上で、しかしながら、新通増定期保険は保険会社の商品ごとに課税の基準が異なるわけではなく、また、加入手続は税理士が必ずしも対応しなければならないわけでもないことから、これ以降は税務相談には該当せず、具体的に問題が発生したのはこの税務相談に該当しない部分なのでYの責任は否定される、としたほうが妥当であったと考える。

5 最後に、本件特有の事項及び一般論として言及すべき点がある。

前者については、Cは亡Dを欺罔し錯誤に陥らせ、保険料名目で金員の交付行為を受け、結果的に損害を与えていることから⁽¹⁰⁾、Cの振込関連行為は

(8) 保険税務事例研究グループ・前掲12～17頁参照。

(9) <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-aishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/870616/01.htm>（2013年6月5日最終アクセス）参照。

刑法上の詐欺罪(刑法246条)に該当と考えられる。加えて、事実からは不明であるが、R社から振込当日に保険料をT社の預金口座へ移している等の事情から、R社もCと意を通じており、何らかの関係があったものと推認される。

ところで、賠償責任保険普通保険約款4条では「被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任」、税理士特約条項6条では「被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)もしくは不誠実行為またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する賠償責任」、「被保険者が、故意に真正の事実に対して税務代理または税務書類の作成をしたことに起因する賠償責任」が保険金を支払わない場合として規定されている。

無資格のCが作成した決算書案及び税務申告書案をXは確認しておらず、そのまま税務署に提出している。詐欺罪は故意犯なのでXは幫助(刑法62条)の因果関係が認めたいことから罪に問われることはないと考え⁽¹¹⁾、その責任は重大であり税理士会はそれ相当の処罰を下すべきと考える。加えて、このような訴訟を提起すること自体、専門職業人としての信頼を疑われるものではないかと考える。

後者については、税賠保険の約款自体が頻繁に変わっているという事情があるため、いざ訴訟になって初めて填補範囲が明らかになる場合もあると考えられる。また、過去の事例から帰納すると、税理士が税賠保険の填補範囲等について理解しているのかどうか、疑問に思わないでもない。

本来的には税賠保険のお世話にならないことが最上であるのは言うまでもないが、法制度、税制度の変更等が填補範囲に影響⁽¹²⁾、人間のすることであるからどうしてもミスは起きてしまうものであることからすると、このことは被保険者である税理士の予見可能性という点から望ましいものではない。税賠保険の填補範囲は最終的には納税者の利益に繋がるものであることから、可能な限り税理士の合理的理解に沿った填補範囲が望ましいと言えるだろうが、本稿ではこれ以上立ち入らないこととする。

(本学大学院博士後期課程)

(10) 林幹人・刑法各論第2版225頁(2007年・東京大学出版会)参照。

(11) 林幹人・刑法総論第2版376~377頁(2008年・東京大学出版会)参照。

(12) 東京海上日動火災保険株式会社編著・損害保険の法務と実務149~150頁(2010年・金融財政事情研究会)参照。